

林業信用保証事業交付金（継続）

1 趣旨

農林漁業信用基金については、平成13年12月に政府の特殊法人等を対象として閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、独立行政法人化に当たって「採算が確保されるよう収支の改善策を講じること」とされたところである。

このため、平成15年度以降の4年間で収支の改善を図るため、代位弁済率から算出した保証料率と実際に採用する保証料率との差について国が補填することと、総合経済対策以降に取得した求償権の未回収分について、サービサー（債権回収会社）に委託し緊急的に回収するための経費について措置したところである。

これらの事業については、いずれも4年間で計画的に実施することとしており、この計画の平成18年度分予算について措置するものである。

2 事業内容

① 保証料補填事業

代位弁済額に見合う保証料率と独法化に当たり導入する保証料率との差について国が補填する経費

② 求償権回収事業

総合経済対策以降に取得した求償権の未回収分について、サービサー（債権回収会社）に委託し、緊急的に回収するための経費

3 事業実施主体

独立行政法人農林漁業信用基金

4 補助率

定額

5 事業実施期間

平成15年度～平成18年度（4年間）

6 平成18年度概算決定額

584,362千円（590,265千円）

（内訳） ① 保証料補填事業

516,112千円（335,465千円）

② 求償権回収事業

68,250千円（254,800千円）

【林野庁林政部企画課】